

## 貸付条件

### 1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は令和4年9月1日に自動販売機、使用済容器回収ボックス、子メータ（以下「自動販売機等」）を設置すること。

### 2 事業者は、自動販売機等の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用
- (2) 使用済容器回収ボックスを設置する費用
- (3) 電気料金を算定するための子メータを設置する費用  
子メータは計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。
- (4) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等
- (5) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

### 3 自動販売機等の管理等

事業者は、鳥取県産業技術センター（以下「当センター」）の承認を受けないで、再委託をしてはならない。当センターは、再委託する業務に自動販売機等の管理等の中核となる部分が含まれている場合は、再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

### 4 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機等の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

### 5 一般的損害

業務を履行するにつき生じた損害（6（1）及び（2）に規定する損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち当センターの責めに帰すべき事由により生じたものについては、当センターが負担する。

### 6 第三者に及ぼした損害

- (1) 業務を履行するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、事業者がその賠償額を負担する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)に規定する賠償額のうち、当センターのみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、当センターがその賠償額を負担する。
- (3) (1)及び(2)の場合、その他業務を履行するにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、当センターと事業者が協力してその処理解決に当たる。

### 7 改善の要求

当センターは、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 清涼飲料水の質、サービスの不良等により、業務が不適當であるとき。
- (2) 販売する清涼飲料水の種類が不適當であるとき。
- (3) 設置した自動販売機等の管理等が不十分であるとき。
- (4) その他事業者が契約締結時に定める義務を履行しないとき。

8 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、施設管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。

9 容認事項

（1）当センターは、庁舎管理のため3年に1回程度の停電作業を行う。

（2）当センターが庁舎等施設管理のため、自動販売機等の移動等を事業者に依頼することがある。

10 権利譲渡等の禁止

契約締結により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ当センターの承認を得た場合は、この限りでない。